

外国人研修生・技能実習生受入れ組合
実態調査報告書

平成19年度

東京都中小企業団体中央会

は し が き

本報告書は、平成19年度東京都中小企業連携組織対策補助金事業の一環として実施した「外国人研修生・技能実習生受入れ組合実態調査」の結果をまとめたものです。

中小企業や中小企業組合では、発展途上国への技能移転を目的に、外国人を研修生として受け入れ、座学・実務の研修と技能実習を実施する「外国人研修生制度」の利用が普及・定着しつつあります。しかし、一方では制度の趣旨より乖離した問題事案もみられ、同制度の運用にあたっては法令順守が強く求められているのが現状であります。加えて、今後は、国会において法改正等の動きもあるので注視して行かなければなりません。

そこで、本事業の実施組合にその実施の状況と制度改正に対する考え方や運営上の課題などを探り、今後の組合の対応策を考える上で、参考としていただくための調査を実施したものです。

この報告書が、今後の外国人研修生受入れ事業にいささかでもお役立ていただければ幸いです。

ここに、本調査の実施にあたりまして、ご協力いただきました組合の方々に深く感謝申し上げます。

平成20年2月
東京都中小企業団体中央会

目 次

I	調査の要領	1
II	調査結果の概要	2
1.	組合の概要について	2
(1)	設立年	2
(2)	事業開始年	2
(3)	組合役職員	2
(4)	組合員資格	3
(5)	研修生受入れ実績のある業種	3
(6)	組合員数	4
(7)	事業利用組合員数	5
(8)	研修生等受入れ事業の利用企業の所在地と企業数	5
2.	組合員企業を取り巻く雇用環境	6
(1)	組合員企業の人手不足感	6
(2)	人手不足に日本人従業員で対応することの可否	6
3.	研修生等の受入れ状況について	6
(1)	組合の総事業費について	6
(2)	総事業費における研修生等受入れ事業費の割合	7
(3)	関係機関からの支援・援助の有無	7
(4)	研修生等を受入れた組合員企業の制度に対する評価	8
(5)	研修生等の受入れによって効果を得られた点	8
(6)	研修生等を受入れて効果が得られなかった点または問題点	9
4.	研修生等受入れ制度改正の動きについて	10
(1)	研修生等受入れ事業の利用に「設立後2年以上経過」 していることを要件とすることについて	10
(2)	研修生等受入れ制度についての改正案で組合にとって最適なもの	10
(3)	今後の研修生等受入れ事業の拡大について	11
5.	～自由記述より～	12
	・ 組合員企業の人手不足感に日本人従業員で対応するための条件	12
	・ 研修生等を受入れて効果が得られなかった原因について	12
	・ 研修生等受入れ事業の利用に「設立後2年以上経過」している ことを要件とすることについて賛成の理由・反対の理由	12
	・ 研修生等受入れ制度の改正案についての意見	12

I 調査の要領

1. 調査の目的

本調査は、外国人研修生・技能実習生受入れ事業を実施している組合の実態を調査し、今後の研修生受入れ事業の適正な運営に資することを目的とする。

2. 調査の対象

本会会員の外国人研修生・技能実習生受入れ事業を実施している組合を対象として平成19年10月1日現在で調査を実施した。

3. 調査の種類

郵送によるアンケート調査

4. 調査の方法

調査対象組合の自記入。調査票は東京都中小企業団体中央会が郵送により配布・回収し、集計した。

5. 調査時点

平成19年10月1日

6. 回収状況

- | | |
|-----------|-------|
| ① 調査対象組合数 | 68組合 |
| ② 回収組合数 | 53組合 |
| ③ 回収率 | 84.1% |

* 68組合中、5組合が現在、事業を実施していないと回答したので、回収組合数の分母は63組合とした。

7. 調査事項

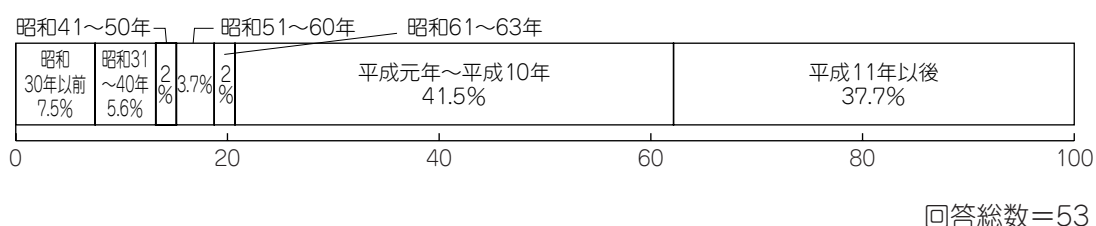
- ① 組合の概要
- ② 組合員企業を取り巻く雇用環境
- ③ 研修生等の受入れ状況
- ④ 研修生受入れ事業の制度改正の動きについて 等

Ⅱ 調査結果の概要

1. 組合の概要について

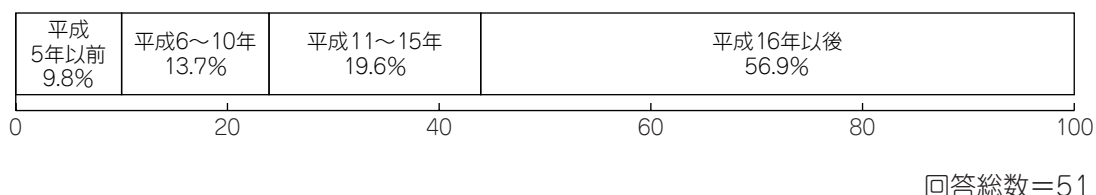
(1) 設立年

「平成元年～平成10年」が22組合（41.5％）で第一順位。次いで「平成11年以降」が20組合（37.7％）で第二順位となっている。平成元年以後設立の組合が42組合（79.2％）と約8割を占めている。



(2) 事業開始年

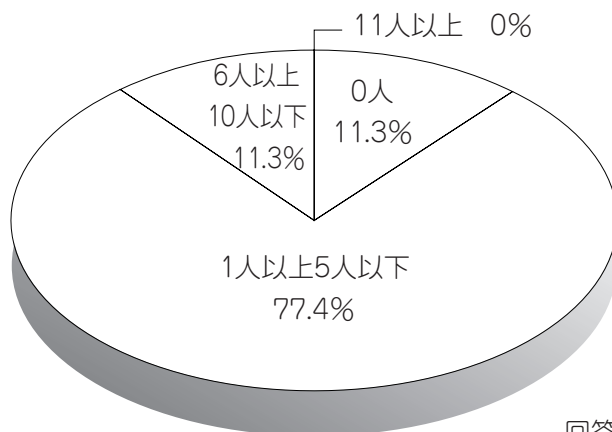
「平成16年以後」が29組合（56.9％）で第一順位。次いで「平成11年～15年」が10組合（19.6％）で第二順位となっている。平成11年以降に事業を開始した組合が39組合（76.5％）と約8割を占めている。



(3) 組合役職員

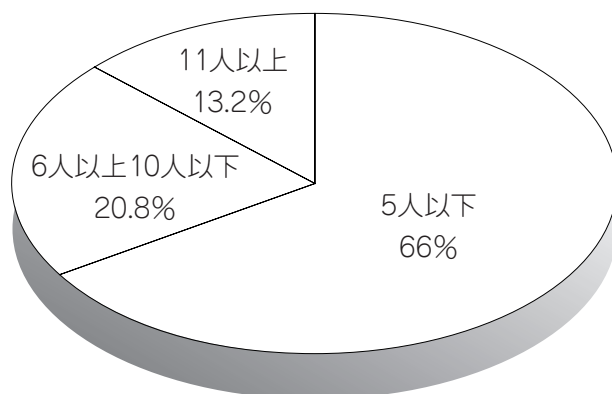
① 組合専従役員

「1人以上5人以下」が第一順位で41組合（77.4％）。「0人」と「6人以上10人以下」がともに6組合（11.3％）で第二順位となっている。



②組合専従職員

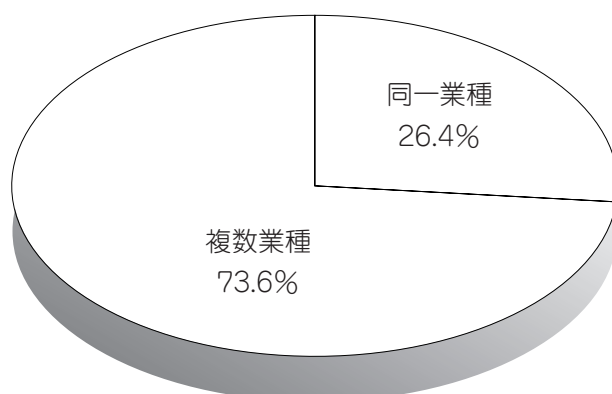
「5人以下」が第一順位で35組合（66.0%）。「6人以上10人以下」が第二順位で11組合（20.8%）となっている。



回答総数=53

(4) 組合員資格

「複数業種」が39組合（73.6%）、「同一業種」が14組合（26.4%）となっている。



回答総数=53

(5) 研修生受入れ実績のある業種

「婦人子供服製造」と「プラスチック成形」が第一順位でともに19組合（35.8%）で第一順位。次いで「機械加工」、「電子機器組立て」がともに16組合（30.2%）で第二順位。第三順位は「溶接」で14組合（26.4%）、第四順位は「金属プレス加工」で13組合（24.5%）、第五順位は「鉄筋施工」で12組合（22.6%）となっている。

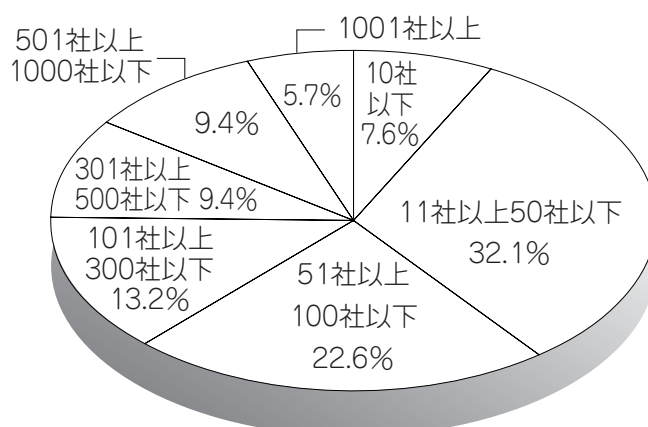
(複数回答)

業 種	組合数	割 合
婦 人 子 供 服 製 造	19	35.8%
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	19	35.8%
機 械 加 工	16	30.2%
電 子 機 器 組 立 て	16	30.2%
溶 接	14	26.4%
金 属 プ レ ス 加 工	13	24.5%
鉄 筋 施 工	12	22.6%
形 枠 施 工	10	18.9%
塗 装	10	18.9%
と び	9	17.0%
内 装 仕 上 げ 施 工	9	17.0%
耕 種 農 業	8	15.1%
畜 産 農 業	8	15.1%
食 鳥 処 理 加 工 業	8	15.1%
鋳 造	8	15.1%
ダ イ カ ス ト	8	15.1%
鍛 造	7	13.2%
印 刷	7	13.2%
建 設 関 係	6	11.3%
非加熱性水産加工食品製造業	6	11.3%
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	6	11.3%
工 場 板 金	6	11.3%
製 本	6	11.3%
強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	6	11.3%
め っ き	5	9.4%
仕 上 げ	5	9.4%
建 築 大 工	4	7.5%
左 官	4	7.5%
配 管	4	7.5%
食 品 製 造 関 係	4	7.5%

業 種	組合数	割 合
加熱性水産加工食品製造業	4	7.5%
紳 士 服 製 造	4	7.5%
帆 布 製 品 製 造	4	7.5%
機 械 ・ 金 属 関 係	4	7.5%
電 気 機 器 組 立 て	4	7.5%
工 業 包 装	4	7.5%
農 業 関 係	3	5.7%
石 材 施 工	3	5.7%
水 産 練 り 製 品 製 造	3	5.7%
織 維 ・ 衣 服 関 係	3	5.7%
機 械 保 全	3	5.7%
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	3	5.7%
そ の 他	3	5.7%
サ ッ シ 施 工	2	3.8%
コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	2	3.8%
建 設 機 械 施 工	2	3.8%
鉄 工	2	3.8%
ア ル ミ ニ ウ ム 陽 極 酸 化 処 理	2	3.8%
家 具 製 作	2	3.8%
漁 業 関 係	1	1.9%
建 築 板 金	1	1.9%
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	1	1.9%
建 具 製 作	1	1.9%
タ イ ル 張 り	1	1.9%
防 水 施 工	1	1.9%
織 布 運 転	1	1.9%
ニ ッ ト 製 品 製 造	1	1.9%
寝 具 製 作	1	1.9%
布 は く 縫 製	1	1.9%
機 械 検 査	1	1.9%

(6) 組合員数

回答 53 組合の総組合員数は 15589 社。1 組合あたりの平均組合員数は 294 社。これを組合員数別にみると「11 社以上 50 社以下」が第一順位で 17 組合 (32.1%)、次いで「51 社以上 100 社以下」が第二順位で 12 組合 (22.6%) となっている。



回答総数=53

(7) 事業利用組合員数

イ. 組合員数別にみた事業利用組合員数とその割合

(6) の組合員数別にみた事業利用組合員数の割合では、「10社以下」が最も多く、66.6%となっている。次いで「51社以上100社以下」が65.9%で、以下「11社以上50社以下」53.2%、「101社以上300社以下」52.3%の順となっている。最も低いのは「501社以上1000社以下」で24.6%となっている。なお、平均組合員利用社数は70.8社で、全体の20.2%（3149社）である。

組合員数	組合数	平均利用組合員数(社)	平均事業利用 組合員数割合(%)
10社以下	4	5.5	66.6
11社以上50社以下	17	13.5	53.2
51社以上100社以下	12	48.8	65.9
101社以上300社以下	7	92.9	52.3
301社以上500社以下	5	149.4	31.3
501社以上1000社以下	5	95.6	24.6
1000社以上	3	347	31.4

回答総数=53

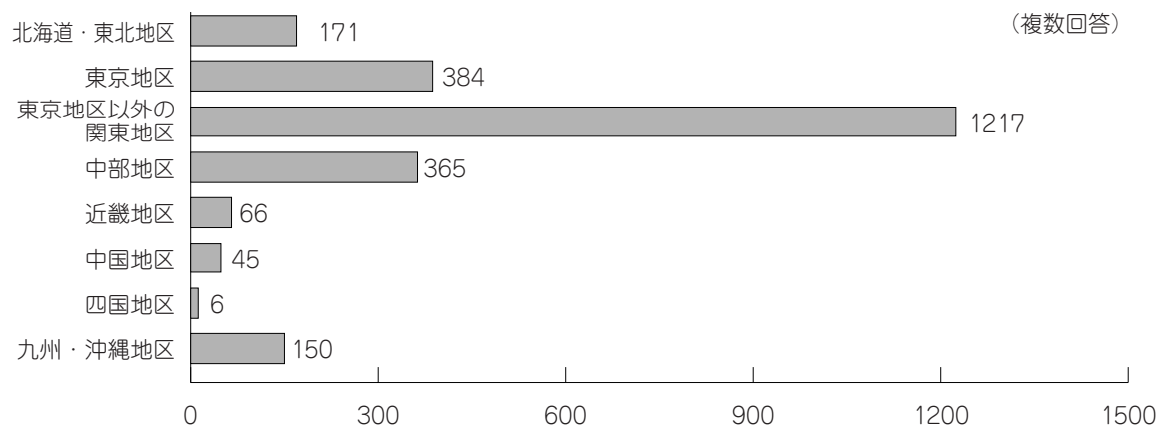
ロ. すべての組合における組合員数と事業利用組合員数の割合

設問5-1及び5-2で回答のあったすべての組合における組合員規模を問わない事業利用組合員数割合である。「11%以上30%以下」の利用率の組合が一番多く、18.9%（10組合）、以下「51%以上70%以下」と「71%以上90%以下」が同じで16.9%（9組合）となっている。組合員すべて100%が利用している組合が3組合となっている。

事業利用割合	組合数	割合(%)
10%以下	7	13.2
11%以上30%以下	10	18.9
31%以上50%以下	8	15.1
51%以上70%以下	9	16.9
71%以上90%以下	9	16.9
91%以上99%以下	7	13.2
100%	3	5.8

(8) 研修生等受入れ事業の利用企業の所在地と企業数

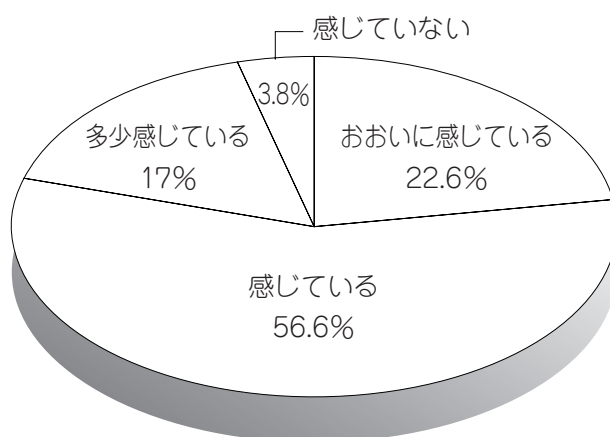
「東京地区以外の関東地区」が最も多く、1217社。次いで「東京地区」384社、「中部地区」365社の順となっている。



2. 組合員企業を取り巻く雇用環境

(1) 組合員企業の人手不足感

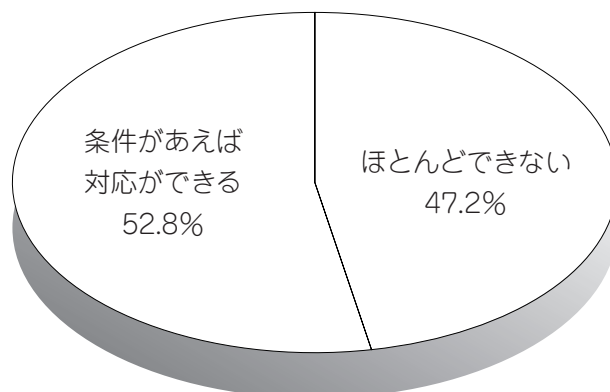
「感じている」が第一順位で30組合（56.6%）。次いで「おおいに感じている」が12組合（22.6%）となっている。「感じている」と「おおいに感じている」を合わせた約8割の組合の組合員企業が人手不足感を感じている結果となった。



回答総数=53

(2) 人手不足に日本人従業員で対応することの可否

「条件があれば対応ができる」が28組合（52.8%）、「ほとんどできない」が25組合（47.2%）となっている。

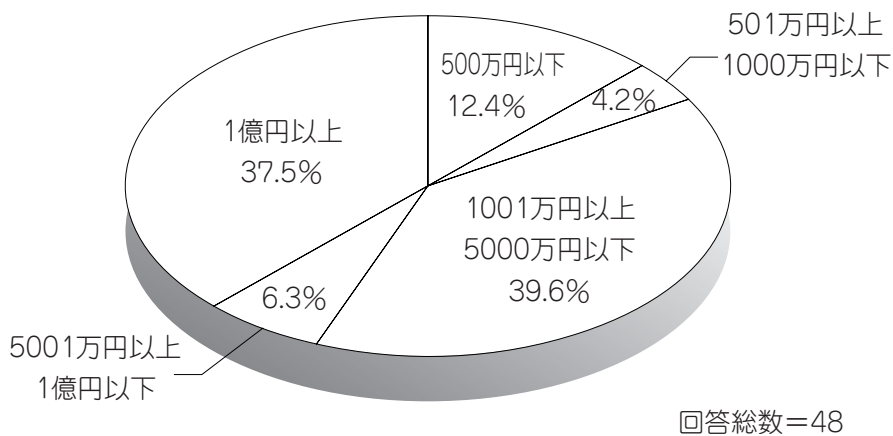


回答総数=53

3. 研修生等の受入れ状況について

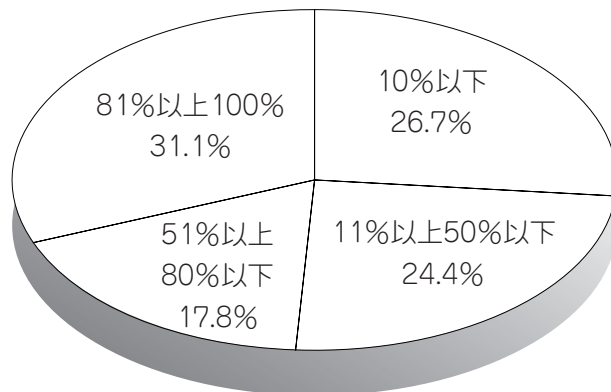
(1) 組合の総事業費について

「1001万円以上5000万円以下」が第一順位で19組合（39.6%）、次いで「1億円以上」が第二順位で18組合（37.5%）となっている。



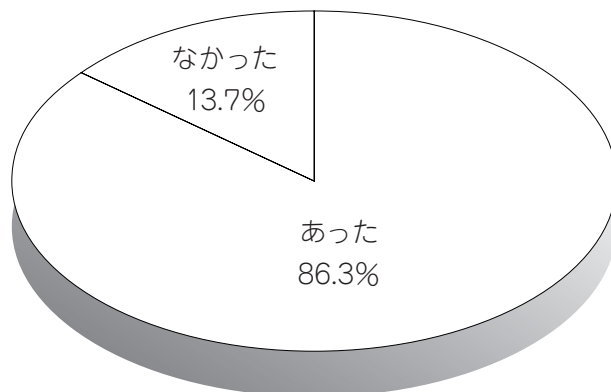
(2) 総事業費における研修生等受入れ事業費の割合

「81%以上 100%」が第一順位で 14 組合 (31.1%)。次いで「10%以下」が第二順位で 12 組合 (26.7%)、ほぼ同数で「11%以上 50%以下」が第三順位で 11 組合 (24.4%) となっている。



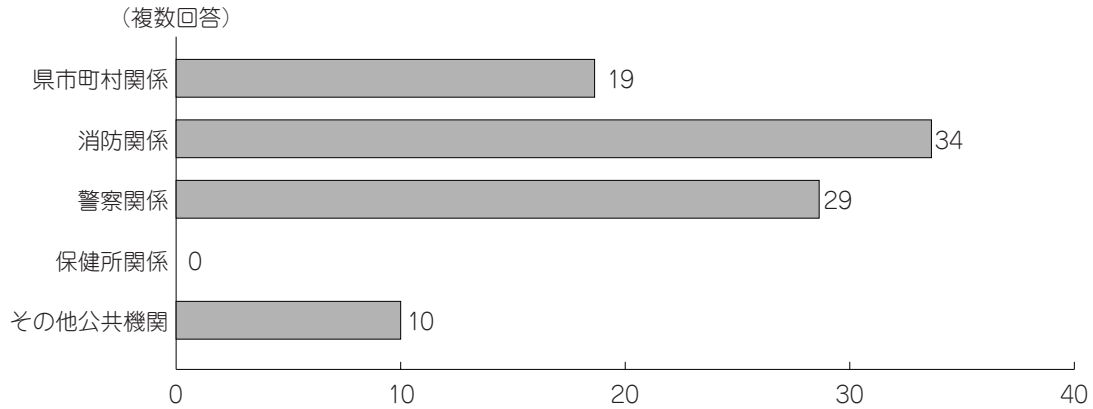
(3) 関係機関からの支援・援助の有無

「あった」が 44 組合 (86.3%)、「なかった」が 7 組合 (13.7%) となっている。約 9 割の組合が関係機関からの支援や援助を受けている結果となった。



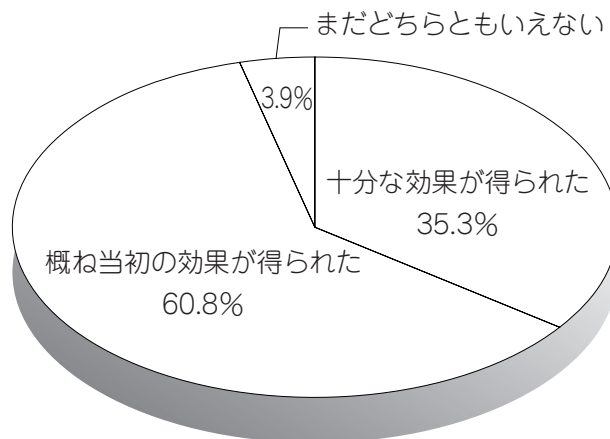
* 関係機関の内訳

「消防関係」が最も多く、34組合（77.3%）。次いで「警察関係」が29組合（65.9%）、「県市町村関係」が19組合（43.2%）となっている。



(4) 研修生等を受入れた組合員企業の制度に対する評価

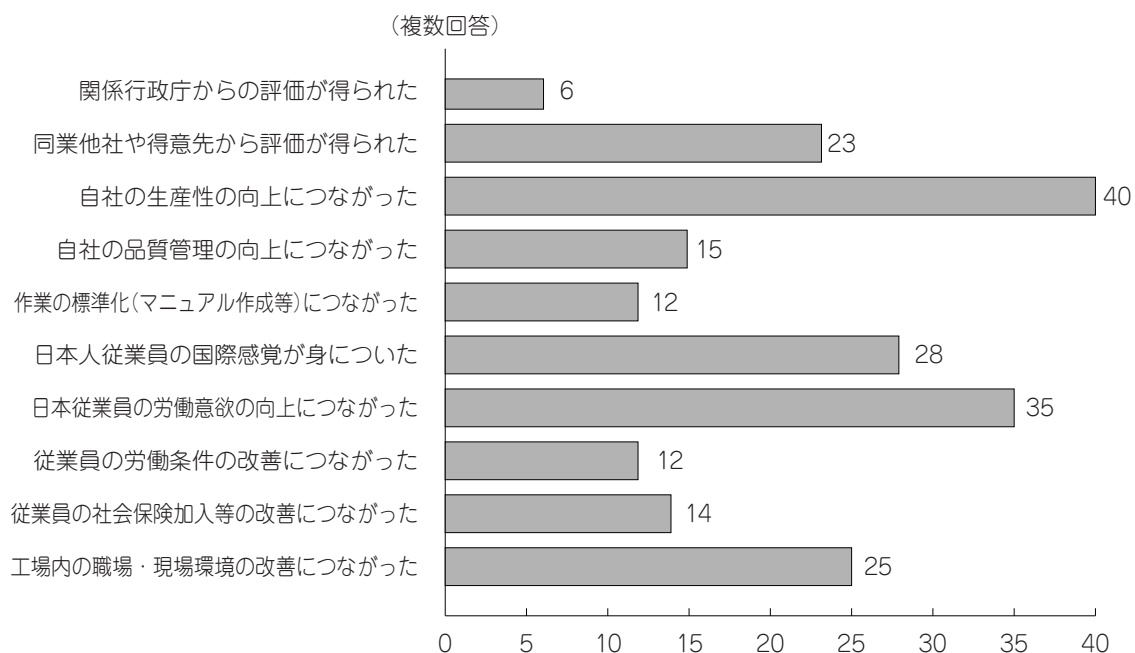
「概ね当初の効果が得られた」が第一順位で31組合（60.8%）、次いで「十分な効果が得られた」が第二順位で18組合（35.3%）となっている。9割以上の組合が「効果が得られた」と回答している。



回答総数=51

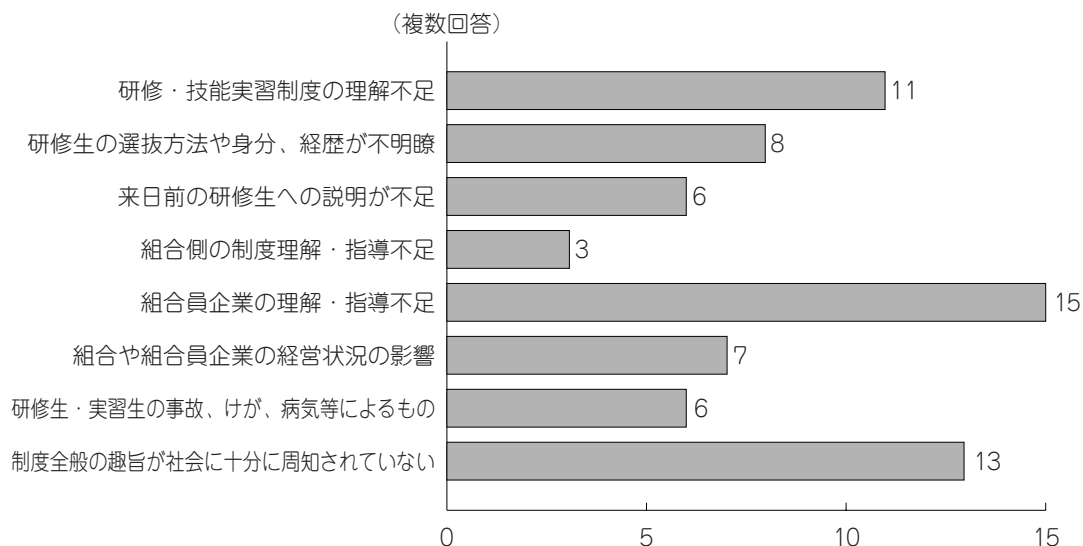
(5) 研修生等の受入れによって効果を得られた点

「自社の生産性の向上につながった」が40組合で第一順位。次いで「日本人従業員の労働意欲の向上につながった」が第二順位で35組合、「日本人従業員の国際感覚が身についた」が第三順位で28組合、「工場内の職場・現場環境の改善につながった」が第四順位で25組合となっている。



(6) 研修生等を受入れて効果が得られなかった点または問題点

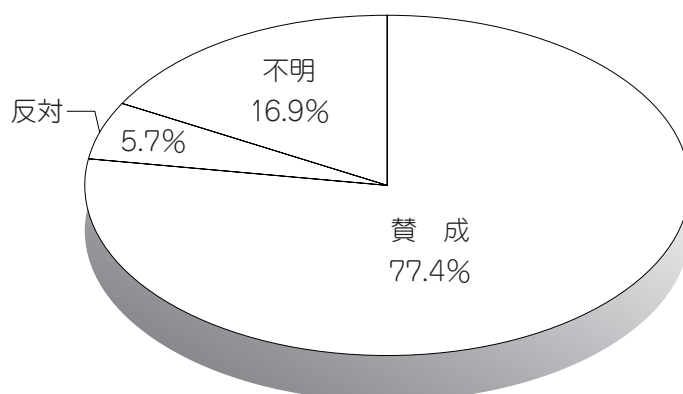
「組合員企業の制度理解・指導不足」が15組合で第一順位。次いで「制度全般の趣旨が社会に十分に周知されていない」が13組合で第二順位、「研修・技能実習制度の理解不足」が11組合で第三順位となっている。



4. 研修生等受入れ制度改正の動きについて

- (1) 本会が昨年10月に開催された第59回中小企業団体全国大会へ提出議案として採択した、組合が研修生等受入れ事業を利用するには「設立後2年以上経過」していることを要件とすることについて

「賛成」が41組合（77.4%）、「反対」が3組合（5.7%）となっている。



回答総数=53

- (2) 研修生等受入れ制度についての下記改正案の中で、組合にとって最適なものは【改正3案】

- ① 経済産業省案（中小企業、大企業を対象）

研修1年＋実習2年 → 一時帰国 → 再入国、高度技能実習2年延長

- ② 厚生労働省案（大企業中心）

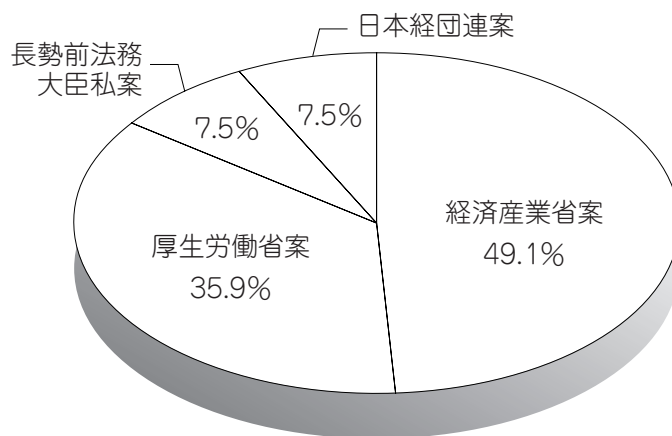
実習3年 → 一時帰国 → 再入国、高レベルの技能実習2年延長

- ③ 長勢前法務大臣私案 短期外国人就労制度の創設（3年）

ただし、鳩山現法相が否定（H19. 8/31） → 「単純労働者」は受け入れられない。

- (参考) ④ 日本経団連案 研修1年（限定しない）＋実習2年（「労働者」として）
研修期間中、一定のレベルに達した研修生が検定試験合格後、技能実習生に移行し、「労働者」として技能実習を行う。

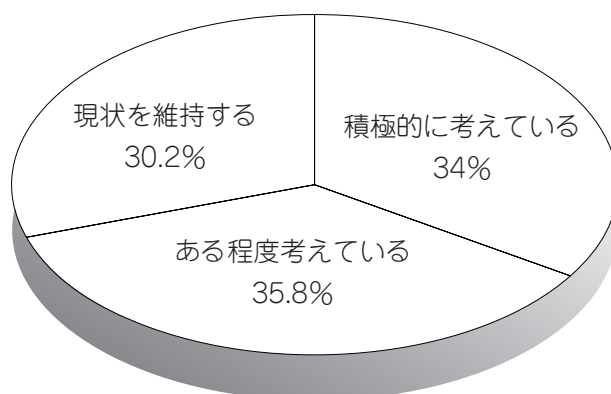
「①経済産業省案」が26組合（49.1%）で第一順位、次いで「②厚生労働省案」が19組合（35.9%）で第二順位、「③長勢前法務大臣私案」と「④日本経団連案」がともに4組合（7.5%）



回答総数=53

(3) 今後の研修生等受入れ事業の拡大について

「ある程度考えている」が19組合（35.8%）で第一順位。次いで「積極的に考えている」が第二順位で18組合（34.0%）となっている。「現状を維持する」は16組合（30.2%）で約7割の組合が今後の事業拡大を検討している結果となった。



回答総数=53

5. ～自由記述より～

2. (2) 組合員企業の人手不足感に日本人従業員で対応するための条件

- ・賃金の上昇 8 件
- ・「3K」等の労働環境の整備・改善 4 件
- ・福利厚生面の充実等 3 件
- ・十分な休日を与える 2 件

3. (6) 研修生等を受入れて効果が得られなかった原因について

- ・国際研修協力機構の巡回指導が形式的
- ・法令上の諸々の制約が多く、柔軟な対応ができないこと
- ・失踪問題
- ・外国人というだけで建設現場に入れないことがあった

4. (1) 組合が研修生等受入れ事業を利用するには「設立後2年以上経過」していることを要件とすることについて

【賛成の理由】

- ・事業実施体制の確立にはある程度の時間が必要だから 3 件
- ・本来の組合事業のあり方からみて慎重に行うべきだから 2 件
- ・適正な運営には整備された組合の監理・指導が不可欠だから 2 件
- ・事業の目的を適正に理解し、運用できる組合のみに認められるべきだから 2 件
- ・営利目的、中間搾取の余地を排除し、新規のハードルは高くすべきだから
- ・設立後5年以上経過としてもよいのでは
- ・組合事業としては異質であり、人員確保が必要で、場合によっては負担になる可能性もあるため

【反対の理由】

- ・問題は組合の受入れ体制が整備されているかどうかで、年月の問題ではないから

4. (2) 研修生等受入れ制度の改正案についての意見

- ・経済産業省案の再入国にあたっては基準を高くしないこと
- ・中小企業者を中心に制度はあるべき。研修生等受入れ制度の他に合法的な海外労働力の簡便な導入制度が必要である
- ・この制度は中小企業者のためにあるべきもので、大企業中心となるのはおかしい
- ・評価方法を変えて、研修職種を実態に合ったものに拡大すべき
- ・実習生移行対象職種の拡大（現行では業種によって不公平がある）
- ・労働力が不足している日本の現状にあった制度を望む
- ・厚生労働省案でも1ヵ月から3ヵ月の研修期間（集合研修）を設定すべき



東京都中小企業団体中央会

外国人研修生・技能実習生受入れ組合
実態調査ご協力のお願い

発展途上国への技術・技能移転を目的に、団体や企業が外国人を受入れ、座学・実務の研修と技能実習を行う外国人研修生受入れ制度がクローズアップされています。しかし、受入れ団体の実態の不透明さが指摘されるなど、事業の運営にあたっては今まで以上にコンプライアンス等、その適正な実施が求められています。

本調査は、平成19年度の「地域産業実態調査事業（組合特定問題実態調査）」として、外国人研修生受入れ事業の現状を明らかにし、今後の組合運営に資することを目的に実施するものですので、なにとぞご協力をお願い申し上げます。

なお、調査票にご記入された事項は、情報の秘密を厳守し、本調査以外の目的に用いることはいたしません。また、組合名や回答者のお名前を公表することはございません。

外国人研修生・技能実習生受入れ組合
実 態 調 査 票

組合名		
記入者	(役職名)	(氏名)
電話番号	()	

〈ご回答にあたってのお願い〉

- ◇調査時点 平成19年10月1日現在でご記入下さい。
- ◇設問の回答 所定の回答欄に数字等をご記入下さい。
- ◇返送方法 同封の返信用封筒により、10月26日（金）までにご返送下さい。
- ◇お問い合わせ先 ご記入にあたってのご不明な点など、調査に関するお問い合わせは、下記までをお願いいたします。

東京都中小企業団体中央会 情報課（池谷、大知里）

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18

東京都中小企業会館内

TEL：03-3542-0389（直通）

FAX：03-3545-2190

問一 1 》貴組合の概要について

1. 設立年月 昭和・平成（いずれかに○） 年月
2. 研修生等受入れ事業の開始年月 昭和・平成（いずれかに○） 年月
3. 組合役職員
- ① 組合専従役員 人 ② 組合専従職員 人
4. 組合員資格

1 - 4
- ① 同一業種 ② 複数業種

*このうち、外国人研修生受入れ実績のある業種を以下の1～69の中から
選び、該当する番号を下の欄にご記入下さい。

1. 農業関係 (2. 耕種農業 3. 畜産農業)
4. 漁業関係 (5. 漁船漁業)
6. 建設関係 (7. さく井 8. 建築板金 9. 冷凍空気調和機器施工 10. 建具製作
11. 建築大工 12. 型枠施工 13. 鉄筋施工 14. とび 15. 石材施工、
16. タイル張り 17. かわらぶき 18. 左官 19. 配管 20. 熱絶縁施工
21. 内装仕上げ施工 22. サッシ施工 23. 防水施工 24. コンクリート
圧送施工 25. ウェルポイント施工 26. 表装 27. 建設機械施工
28. 食品製造関係 (29. 缶詰巻締 30. 食鳥処理加工業 31. 加熱性水産加工食品製
造業 32. 非加熱性水産加工食品製造業 33. 水産練り製品製造 34.
ハム・ソーセージ・ベーコン製造)
35. 繊維・衣服関係 (36. 紡績運転 37. 織布運転 38. 染色 39. ニット製品製造
40. 婦人子供服製造 41. 紳士服製造 42. 寝具製作 43. 帆布製品製
造 44. 布はく縫製)
45. 機械・金属関係 (46. 鋳造 47. 鍛造 48. ダイカスト 49. 機械加工 50. 金属
プレス加工 51. 鉄工 52. 工場板金 53. めっき 54. アルミニウム
陽極酸化処理 55. 仕上げ 56. 機械検査 57. 機械保全 58. 電子機
器組立て 59. 電気機器組立て 60. プリント配線板製造)
61. その他 (62. 家具製作 63. 印刷 64. 製本 65. プラスチック成形 66. 強化
プラスチック成形 67. 塗装 68. 溶接 69. 工業包装)

受入実績業種									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 5-1. 組合員数 社
- 5-2. 事業利用組合員数 社

5-3. 組合員の内、研修生等受入れ事業の利用企業の所在地と企業数をお答え下さい。

- ① 北海道・東北地区 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)
- ② 東京地区 (東京都)
- ③ 東京地区以外の関東地区 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)
- ④ 中部地区 (愛知、岐阜、三重、富山、石川、)
- ⑤ 近畿地区 (福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
- ⑥ 中国地区 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)
- ⑦ 四国地区 (徳島、香川、愛媛、高知)
- ⑧ 九州・沖縄地区 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
社	社	社	社	社	社	社	社

問－２》貴組合員企業を取り巻く雇用環境について

1. 組合員企業は人手不足を感じていますか。
 ① おおいに感じている ② 感じている
 ③ 多少感じている ④ 感じていない
2. その人手不足感は日本人従業員で対応できませんか。
 ① ほとんどできない
 ② 条件があえば対応ができる

2 - 1

2 - 2

[その条件とは何ですか]

問－３》貴組合の研修生等の受入れ状況について

1. 事業の総額について（直近の損益計算書から）
 ① 組合の総事業費はいくらですか。
 ② ①のなかで、研修生受入れ事業の事業費の割合は
 何パーセントですか。（小数点以下、切捨て）
2. 関係機関より支援や援助はありましたか。
 ① あった ② なかった

3 - 1 ①
千円

3 - 1 ②
%

3 - 2

* ①あったと回答した場合

- 1 県市町村関係 2 消防関係 3 警察関係
 4 保健所関係 5 その他の公共機関

* ①の回答→

3 - 2

3. 研修生等を受入れた組合員企業は、この制度をどのように評価
 していますか。
 ① 十分な効果が得られた
 ② 概ね当初の効果が得られた
 ③ あまり効果が得られなかった
 ④ ほとんど効果が得られなかった
 ⑤ まだどちらともいえない

3 - 3

- 4 - a. 効果を得られた点、4 - b. 効果を得られなかった原因（問題点）を
 お答え下さい。
 （それぞれ主要なものを5つ以内で、下欄に○をつけて下さい）

a. [効果を得られた点]

- ① 関係行政庁からの評価が得られた
 ② 同業他社や得意先から評価が得られた
 ③ 自社の生産性の向上につながった
 ④ 自社の品質管理の向上につながった
 ⑤ 作業の標準化（マニュアル作成等）につながった
 ⑥ 日本人従業員の国際感覚が身についた
 ⑦ 日本人従業員の労働意欲の向上につながった
 ⑧ 従業員の労働条件の改善につながった
 ⑨ 従業員の社会保険加入等の改善につながった
 ⑩ 工場内の職場・現場環境の改善につながった

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

b. [効果が得られなかった原因（問題点）]

ア 送し機関側の原因

- ① 研修・技能実習制度の理解不足
- ② 研修生の選抜方法や身分、経歴が不明瞭
- ③ 来日前の研修生への説明が不足

イ 受入れ機関側の原因

- ④ 組合側の制度理解・指導不足
- ⑤ 組合員企業の理解・指導不足
- ⑥ 組合や組合員企業の経営状況の影響

ウ その他

- ⑦ 研修生・実習生の事故、けが、病気等によるもの
- ⑧ 制度全般の趣旨が社会に十分に周知されていない
- ⑨ その他効果が得られなかった原因（問題点）があれば、ご記入願います。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

問－４》当事業の制度改正の動きについて

1. 現在、組合が当事業を利用するには、原則として「設立後1年程度経過」した組合に対して、定款変更後の実施が認められています。本会ではこれを『1年では組合内部体制が整備されない』等を理由に、「設立後2年以上経過」を要件とすることを、今秋開催される全国大会への提出議案として採択いたしました。これについてどう思われますか。

- ① 賛成 ② 反対 ③ 不明

4 - 1

[理由]

2. 現在、本制度改正について下記3案が公表されています。この中で選ぶとしたら組合にとって最適と思われるものはどれですか。

4 - 2

【改正3案】

- ① 経済産業省案（中小企業、大企業を対象）
研修1年＋実習2年 → 一時帰国 → 再入国、高度技能実習2年延長
- ② 厚生労働省案（大企業中心）
実習3年 → 一時帰国 → 再入国、高レベルの技能実習2年延長
- ③ 長勢前法務大臣私案 短期外国人就労制度の創設（3年）
ただし、鳩山現法相が否定（8/31）→ 「単純労働者」は受け入れられない。
- (参考) ④ 日本経団連案 研修1年（限定しない）＋実習2年（「労働者」として）
研修期間中、一定のレベルに達した研修生が検定試験合格後、技能実習生に移行し、「労働者」として技能実習を行う。

* 以上の他に、お考えがあれば、ご記入下さい。

3. 今後も、研修生等受入れ事業の拡大を考えますか。

- ① 積極的に考えている ② ある程度考えている
- ③ 現状を維持する ④ 事業休止を検討している

4 - 3

◎以上です。ご多用のところ、ご協力ありがとうございました。

外国人研修生・技能実習生 受入れ組合実態調査報告書

平成20年2月

編集・発行 東京都中小企業団体中央会
東京都中央区銀座2-10-18
東京都中小企業会館7階
TEL 03-3542-0386
FAX 03-3545-2190
URL <http://www.tokyochuokai.or.jp/>

